



事 務 連 絡
令和 7 年 2 月 20 日

各

都 道 府 県
保健所設置市
特 別 区

 衛生主管部（局）御中

厚生労働省医薬局医薬安全対策課

「学校薬剤師・地区薬剤師会を活用した OTC 濫用防止対策事業」
成果物の公開について

医薬行政の推進につきましては、平素から格別の御高配を賜り厚く御礼申し上げます。

近年、10 代～20 代の若者を中心に、鎮咳去痰薬等の市販薬を乱用し、救急搬送されたり、薬物依存に陥る事例が急増しており、若者に対する予防啓発や相談・支援体制の整備が求められています。

このため、厚生労働省では、「学校薬剤師・地区薬剤師会を活用した OTC 濫用防止対策事業」において、市販薬の乱用防止を目的とした啓発用資材（冊子・動画）を作成するとともに、薬局等において市販薬を販売する薬剤師、登録販売者等を対象として、市販薬の乱用に苦しむ若者を適切な支援先につなぐこと等を目的とした対応マニュアルを作成し、下記のとおり、厚生労働省ホームページにおいて公開しましたので、貴管下の薬局開設者、店舗販売業者及び関係団体への周知をお願いいたします。

記

1. 次の啓発関連資材を作成したこと。

- (1) 「薬のオーバードーズって何だろう～あなたとあなたの大切な人の命を守るために～」（冊子、小学生向け及び中高生向け）
- (2) 「薬のオーバードーズって何だろう～あなたとあなたの大切な人の命を守るために～」（動画、小学生向け及び中高生向け）

- (3) 「ゲートキーパーとしての薬剤師等の対応マニュアル-OTC 医薬品を販売する薬剤師・登録販売者、及び学校薬剤師向け-」

2. 上記の啓発関連資料について、次の場所に掲載したこと。

(1) 厚生労働省ホームページ

- ・一般用医薬品の乱用（オーバードーズ）について

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/index_00010.html

- ・一般用医薬品の乱用（オーバードーズ）について（薬剤師、登録販売者の方へ）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/index_00033.html

(2) 厚生労働省公式 YouTube（動画のみ）